

令和7年1月24日提案

令和7年第1回琴浦町議会臨時会

議案説明付属資料

議案第1号	令和6年度琴浦町一般会計補正予算(第9号)……………	1
議案第2号	損害賠償の額の決定について……………	6

令和 7 年 1 月臨時議会 議案概要			担当課	総務課	種別	予算																
議案番号	議案第 1 号	議案名	令和 6 年度琴浦町一般会計補正予算(第 9 号)																			
目 的	○国が経済対策として補正予算を成立させたことを受け、町民の生活支援と医療・福祉等の事業継続を支援するための経費を追加する。 ○国の補正予算を活用し、中学校の空調設備更新に必要な経費を追加する。 ○11 月の豪雨災害による災害復旧に必要な経費を追加するほか、支払いの遅延により生じた延滞金など、早期に対応が必要な各種事業の経費を追加する。																					
内 容	1 補正額 [単位：千円]																					
	<table><tr><td>補正前予算額</td><td>補正額</td><td>補正後予算額</td></tr><tr><td>13, 688, 536</td><td>237, 561</td><td>13, 926, 097</td></tr></table>						補正前予算額	補正額	補正後予算額	13, 688, 536	237, 561	13, 926, 097										
	補正前予算額	補正額	補正後予算額																			
	13, 688, 536	237, 561	13, 926, 097																			
	2 主な追加内容																					
	歳入予算の主な補正内容については、次のとおりである。																					
	[単位：千円]																					
	<table><tr><td>款名称等</td><td>補正額</td></tr><tr><td>地方交付税</td><td>122, 715</td></tr><tr><td>国庫支出金</td><td>144, 582</td></tr><tr><td>県支出金</td><td>4, 072</td></tr><tr><td>繰入金</td><td>△82, 500</td></tr><tr><td>町債</td><td>45, 900</td></tr><tr><td>その他</td><td>2, 792</td></tr><tr><td>合 計</td><td>237, 561</td></tr></table>						款名称等	補正額	地方交付税	122, 715	国庫支出金	144, 582	県支出金	4, 072	繰入金	△82, 500	町債	45, 900	その他	2, 792	合 計	237, 561
	款名称等	補正額																				
	地方交付税	122, 715																				
国庫支出金	144, 582																					
県支出金	4, 072																					
繰入金	△82, 500																					
町債	45, 900																					
その他	2, 792																					
合 計	237, 561																					
歳出予算の主な補正内容については、次のとおりである。																						
【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国経済対策関係）】																						
(1) 物価高騰対応重点支援給付金(低所得世帯支援枠) [64, 806 千円]																						
ア 事業説明																						
食費等の物価高騰に直面する令和 6 年度住民税均等割非課税世帯 (1, 800 世帯) に対し、1 世帯あたり 3 万円、非課税世帯に属する 18 歳以下の児童 (360 人) 1 人あたり 2 万円を支給することにより、生活の支援を行う。																						
イ 経費																						
物価高騰対応重点支援給付金 [61, 200 千円]																						

	事務費(システム改修費・通信運搬費・消耗品費等) [2,873 千円] 人件費(時間外勤務手当・会計年度任用職員) [733 千円] ウ 財源 国庫支出金 [64,806 千円] (2) 物価高騰対策町民支援商品券配付事業【第4弾】 [55,959 千円] ア 事業説明 物価高騰の影響を受ける町民を支援するため、ことうら商品券の配付を行う。 イ 対象者 令和7年2月15日に琴浦町に住民票を有する町民(外国人含む) (参考値:令和6年12月26日現在対象者 6,478 世帯、15,936 人) ウ 支給額 1 世帯あたり 3 千円と世帯員 1 人あたり 2 千円 (使用期限:令和7年6月30日) エ 経費 物価高騰対策町民支援商品券配付事業委託料 [51,493 千円] 事務費(通信運搬費・印刷製本費等) [3,966 千円] 人件費(時間外勤務手当) [500 千円] オ 財源 国庫支出金 [55,000 千円] 一般財源 [959 千円] (3) 医療・介護・社会福祉施設物価高騰対策事業 [5,325 千円] ア 事業説明 医療機関・社会福祉施設(介護・障がい福祉)では光熱費や食材費等の物価高騰分を価格転嫁できない業態であることから、施設の運営を支援するため支援金を交付する。 イ 経費 物価高騰対策支援金 [5,325 千円] ウ 財源 国庫支出金 [5,300 千円] 一般財源 [25 千円]
--	--

	【その他国の補正予算に伴う事業】 (1) 中学校空調設備更新事業 [61,208 千円] ア 事業説明 中学校の空調設備は老朽化により機能低下や故障が発生していることから、国の補正予算を活用し早期に更新を行う。 イ 経費 中学校空調設備更新事業設計監理委託料 [800 千円] 中学校空調設備更新工事 [60,408 千円] ウ 財源 国庫支出金 [15,538 千円] 町債 [44,200 千円] 一般財源 [1,470 千円] 【通常事業】 (1) 災害復旧事業 [6,495 千円] ア 事業説明 令和6年11月豪雨災害により被災した農業用施設及び林道の災害復旧を行う。 イ 経費 農業用施設災害復旧工事 [4,300 千円] 林道災害復旧工事 [2,036 千円] 事務費（消耗品費） [159 千円] ウ 財源 県支出金 [3,609 千円] 町債 [1,700 千円] 地元負担金 [177 千円] 一般財源 [1,009 千円] (2) 支払い遅延による賠償金 [1 千円] ア 事業説明 特例介護給付費の納付が遅延したことから鳥取県立療育センターに対し延滞金を支払う。 イ 経費 賠償金 [1 千円]
--	--

ウ 財源

一般財源 [1 千円]

(3) 水産多面的機能発揮対策事業 [105 千円]

ア 事業説明

海水温の上昇などにより悪化したアラメ等の藻場を早急に復旧・回復するため、緊急的にアラメ種苗プレートの設置やムラサキウニの駆除を実施する経費を助成する。

イ 経費

水産多面的機能発揮対策事業費補助金 [105 千円]

ウ 財源

一般財源 [105 千円]

(4) 広域路線バス運行補助事業 [1, 581 千円]

ア 事業説明

人件費・燃料費の高騰及び新紙幣対応による両替機の改修などが必要であることから広域路線赤碕線の運行に係る補助金を増額する。

イ 経費

広域路線バス運行補助金 [1, 581 千円]

ウ 財源

一般財源 [1, 581 千円]

(5) 減債基金積立金 [35, 000 千円]

ア 事業説明

後年度の臨時財政対策債の償還に備え、臨時財政対策債償還基金として交付された普通交付税を減債基金へ積立てる。

イ 基金残高

[単位：千円]

基金名	積立金	補正後残高(見込)
減債基金	35, 000	352, 910

ウ 財源

一般財源 [35, 000 千円]

(6) 財政調整基金繰入金 [△82,500 千円] (歳入)

ア 事業説明

普通交付税が追加交付されたことから、財政調整基金繰入金を減額する。

イ 基金残高

[単位：千円]

基金名	繰入金	補正後残高(見込)
財政調整基金	△82,500	1,094,008

3 繰越明許費

(1) 追加

[単位：千円]

事業名	金額
物価高騰対策町民支援商品券配付事業	55,959
物価高騰対応重点支援給付金(低所得世帯支援枠)	6,372
水産多面的機能発揮対策事業	105
国道9号商工街路灯撤去事業	29,900
中学校空調設備更新事業	61,208
中学校高圧ケーブル更新事業	1,287
現年発生農業用施設災害復旧事業	4,399
現年発生林道災害復旧事業	2,096

補足事項

令和 7 年 1 月臨時議会 議案概要			担当課	福祉あんしん課	種別	その他
議案番号	議案第 2 号	議案名	損害賠償の額の決定について			
目 的	支払の遅延による損害賠償の額を定めるもの					
内 容	概要 鳥取県立療育センターから令和 6 年 9 月 17 日付で請求のあった特例介護給付費 101,530 円の納付について、町が納付期限の令和 6 年 10 月 7 日に納付が完了せず、30 日経過後の令和 6 年 11 月 6 日に納付した。鳥取県延滞金徴収条例(昭和 27 年 11 月 13 日条例第 45 号)第 2 条の規定に基づき、納付遅延により生じた延滞金(200 円)を支払うもの。					
	経過					
	日時	利用者	町	療育センター		
	8 月 15 日	8/20 から短期入所の利用を希望	→			
	8 月 16 日	特例介護給付申請書記入	←	特例介護給付で対応すると保護者、事業所に説明		
	8 月 20 日 ～22 日	短期入所を利用				
	9 月 17 日			←	請求書、明細書を送付(10/7 期限)	
	10 月 28 日			←	納付についての確認のメール	
	10 月 28 日			→	納付日の連絡(11/6)	
	10 月 29 日			←	督促状発送	
	10 月 29 日		←	特例介護給付支給決定、支払伝票起票		
	11 月 6 日			→	特例介護給付費 101,530 円振込	
	11 月 18 日			←	延滞金請求書を送付	
	障害区分認定により区分を出してから障害サービスを支給決定するのが基本であるが、区分が出る前に短期入所の利用希望があったため特例介護給付で対応した。特例介護給付費の支給決定には事業所から請求金額の数字をもらう必要があり、明細書を受領してから支給決定事務及び支払処理の事務を怠っていたため遅延が生じた。					

	今後の対応 支払処理に併せて支給決定事務を含む事案において、案件が発生した時点で締切までの期日を係内で共有し、遅延の発生を防ぎ、支払処理を速やかに行う。 18歳到達により成人になる利用者については、18歳になるまでに障害区分認定調査を実施するようにする。
補足事項	